

2025年度（2026年3月実施）事例検討会（商法）

〔課題〕（標準解答時間：45分）

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、不動産の賃貸および管理運営等を業とする取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。甲社は、公開会社ではなく、種類株式発行会社でもない。甲社の発行済株式総数は1万株であり、令和5年3月31日時点において、A、B及びCの3名が甲社の株式を各3000株、Dが残りの1000株を保有している。甲社は自己株式を有しておらず、甲社の株主の中に相互保有により甲社の株主総会において議決権が制限された株主は存在しない。
2. 甲社の定款には、毎年6月に定時株主総会を開催すること、及び、株主総会の議長は代表取締役社長とする旨の定めが置かれている。甲社の定款において、取締役の任期についての特段の定めは置かれていない。
3. 令和5年6月に開催された甲社の定時株主総会において、A、E（Aの配偶者）及びBが取締役に選任され、その後の甲社の取締役会において、Aが代表取締役として選定された。
令和6年1月頃から、甲社の運営を巡って、AとBの間で対立が生じるようになっていたところ、甲社においては、令和6年5月の臨時株主総会において定款が変更され、普通決議の要件を定める甲社の定款12条について、これまでの「法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う」という規定から、「議決権を行使することができる株主の2分の1以上が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う」という規定に変更された。
4. 令和7年1月頃、Dは、その保有する株式のうち10株をFに、5株をGに、3株をHに、2株をIに譲渡した。その結果、令和7年3月31日時点において、A、B及びCが各3000株、Dが980株、Fが10株、Gが5株、Hが3株並びにIが2株の甲社株式を保有することとなった（株主の数は計8名）。
5. 令和7年5月20日に開催された甲社の取締役会において、Aが、次期定時株主総会における取締役候補者として、A、D及びEの3名とすることを提案し、Bはこれに反対したが、Eはこれに賛成した。令和7年6月10日に、Aによって株主総会の招集通知が発出された。この招集通知において、株主総会の目的である事項として、取締役3名選任の件とされた上で、A、D及びEの3名を次期の取締役候補者とする旨の会社提案議案が記載された。
6. 令和7年6月26日に開催された甲社の定時株主総会（本件株主総会）においては、所定の開始時刻になっても、A、B及びCの3名しか会場に現れなかった。そこで、議長を務めたAは、定款12条に基づく定足数が満たされておらず、一切の決議ができないと発言した。これに対して、Bは、役員を選任する株主総会の決議については、定款をもってしても、会社法341条の明文で定められる範囲でしか要件を加重できないはずであると主張し、取締役の選任決議については定足数を満たしていると抗議し、AからBへの議長の交代を求めた。

7. これに対して、Aは、Bの発言が不規則発言であるとして、Bからの提案を議場に諮ることなく、本件株主総会について流会宣言をして、株主総会の会場から退出した。
8. その後、議場に残ったBは、自らが議長に就任することを提案し、Cの賛成を得て、議長に就任した旨宣言した。Bは、さらに、取締役選任の件につき修正提案としてB、C及びJ（Bの娘）を選任する旨を提案し、B及びCがこれらの修正提案に賛成したため、Bはかかかる修正提案が可決されたと宣言した（本件株主総会決議）。本件株主総会決議後に開催された甲社の取締役においてBが代表取締役として選定され、その旨の登記がなされている。

〔設問〕

Aは、令和7月8月20日の時点において、本件株主総会決議には定款で定められた定足数を満たしていないという瑕疵があることを理由として、決議取消しの訴えを提起しようと考えている。この訴えは認められるか、考えられるBの反論を踏まえた上で、論じなさい。なお、本件株主総会決議の招集手続には瑕疵がなかったものとする。